

## 【議案1】平成筑豊鉄道沿線地域公共交通協議会の設置要綱改正について

平成筑豊鉄道沿線地域公共交通協議会設置要綱について、以下のとおり改正することとしたい。

### 1 改正理由

- (1) 平成筑豊鉄道に係る地域公共交通利便増進実施計画の策定に必要な調査に当たっては、業務委託を実施し、その費用の一部には国庫補助（地域公共交通確保維持改善事業費補助金）を活用することとしている。国庫補助は、補助対象が活性化法定協議会に限定されていることから、平成筑豊鉄道沿線地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）において、契約締結、補助金交付申請、補助金の受入れ等を行う必要があるため、これに伴う関係規定を整備するもの。
- (2) 県の令和8年4月1日付の組織改編を反映するもの。

### 2 改正内容の概要について

- (1) 協議会において金銭を扱うこととなるため、監事を置くとともに、会計年度を明記する。（第8条、第9条）  
また、予算執行に係るもののうち、設置要綱に定めのないものについては福岡県財務規則を準用する規定をあわせて明記する。（第9条）
- (2) 協議会において契約業務を行うこととなるため、契約業務に関する決裁権限を県の職員である委員（市町村・地域振興部空港・交通政策局交通政策課企画監）へ委任することを明記する。（第10条）
- (3) 協議会において補助金の申請事務等を行うこととなるため、事務局を設置し、これと同等の事務手続の決裁権限を事務局の長（市町村・地域振興部空港・交通政策局交通政策課企画監）へ委任することを明記する。（第11条、第12条）
- (4) 県の組織改編により、事務局を「福岡県市町村・地域振興部空港・交通政策局交通政策課」に改める。（第12条）
- (5) その他所要の規定の整備を行う。

## 【議案2】令和8年度予算（案）について

令和8年度予算について、別添「令和8年度予算（案）」のとおり計上することとしたい。

### 1 収入の部

国庫補助金及び県費補助金による収入を計上。

### 2 支出の部

地域公共交通利便増進実施計画の策定に必要な調査、データ分析、計画案の取りまとめ等を委託するため、委託料を計上。